

食 安 輸 発 0 4 0 8 第 1 号
平 成 2 6 年 4 月 8 日

各 検 疫 所 長 殿

医 薬 食 品 局 食 品 安 全 部 監 視 安 全 課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室 長
(公 印 省 略)

食 品 衛 生 法 第 26 条 第 3 項 に 基 づ く 検 査 命 令 の 実 施 に つ い て
(オ ー ス ト ラ リ ア 産 綿 実 の ア フ ラ ト キ シ ン)

標 記 に つ い て は 、 平 成 26 年 3 月 28 日 付 け 食 安 輸 発 0328 第 4 号 に よ り 通 知 し た と こ ろ で す 。

今 般 、 輸 入 時 検 査 実 績 を 確 認 し た 結 果 、 標 記 の 食 品 及 び 検 査 項 目 に つ い て は 、 食 品 衛 生 法 第 23 条 に 基 づ く 輸 入 食 品 監 視 指 導 計 画 の 検 査 命 令 の 解 除 要 件 を 満 た す こ と か ら 、 上 記 通 知 の 別 表 1 中 、

対 象 国 ・ 地 域	製 品 検 査 の 対 象 食 品 等	条 件	検 査 の 項 目	試 験 品 採 取 の 方 法	検 査 の 方 法	検 査 を 受 け る こ と を 命 ず る 具 体 的 理 由
オ ー ス ト ラ リ ア	綿 実 及 び そ の 加 工 品 (綿 実 を 10% 以 上 含 有 す る も の に 限 る 。)		ア フ ラ ト キ シ ン	(1) 容 器 包 装 に 入 れ ら れ た も の に つ い て は 、 別 表 3 に よ る こ と 。 (2) 本 船 に バ ル ク 形 態 で 積 載 さ れ た も の に つ い て は 、 次 の と お り と す る 。 ① ハ ッ チ に お い て サ ン プ リ ン グ を 行 う 場 合 、 上 部 、 中 部 、 下 部 の 各 層 に お い て 15 ヲ 所 か ら 計 10kg 以 上 を 採 取 し た も の を 縮 分 し て 1kg と し 、 そ れ ぞ れ 1 検 体 (合 計 3 検 体) と す る 。 (注 2)	平 成 23 年 8 月 16 日 付 け 食 安 発 0816 第 2 号 「 総 ア フ ラ ト キ シ ン の 試 験 法 に つ い て 」 に よ る こ と 。	ア フ ラ ト キ シ ン が 付 着 又 は 含 有 し て い る お そ れ が あ る た め 。

			②サイロ又はハシケ（以下「サイロ等」という。）においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、それぞれ1検体とする。 ③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、各コンテナ最低1か所以上から採取を行い、計15か所以上から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。	
--	--	--	---	--

を削除するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。